**将来を　決めるあなたの　この一票**

**10月22日は宮城県知事選挙の投票日です**

投票日 ：10月22日

投票時間 ： 午前7時～午後7時

投票所は昨年7月の参議院議員選挙と同じです（一部施設で名称変更があります）。

入場券に記載されている投票所を、よく確認してください。

※鳴子温泉地域の投票時間は午前7時から午後6時までです。

期日前投票

期日前投票は、投票日当日に用事があって投票に行けない人などが投票日前に投票することができる制度です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 場所 | 期間 | 時間 |
| 市役所北会議室・各総合支所 | 10月6日～21日 | 午前8時30分～午後8時 |
| 大崎生涯学習センター | 10月17日～21日 | 午前9時～午後7時 |
| 鬼首基幹集落センター | 10月19日 ・ 20日 | 午前8時30分～午後5時 |

※どの期日前投票所でも投票できます。

選挙管理委員会事務局　23-9124

**●大崎市で投票できる人**

　宮城県知事選挙では、年齢が満18歳以上（平成11年10月23日以前に生まれた人）で、大崎市に平成29年7月4日以前から居住する、「大崎市選挙人名簿」に登録されている人が投票できます。

　7月5日以降に大崎市から県内の市町村に転出した人は、大崎市で投票を行ってください。その場合、各市町村が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」などで、住所要件の確認を受ける必要があります。

●大崎市で投票できない人

　７月５日以降に転入手続きを行った人は、大崎市で投票することができません。前の住所地が県内であれば、前住所地で投票することになります。

●市内で転居した人

　今年の９月20日までに転居の届け出をした人は、転居先の投票所で投票することになります。

　９月21日以降に転居の届け出をした人は、前の住所地で投票してください。

●代理投票・点字投票

　身体の不自由な人や字を書くことが困難な人のための、「代理投票制度」や、目の不自由な人のための「点字投票制度」があります。利用したいときは、投票所の係員に申し出てください。

●不在者投票

　投票日当日、次に該当する人は、不在者投票ができます。

■出張・旅行などで大崎市以外の市区町村に滞在している場合

　滞在先の市区町村の選挙管理委員会で、10月6日から21日まで不在者投票ができます。事前に大崎市選挙管理委員会に投票用紙などの必要な書類を請求してください。

■病院・老人ホームなどの不在者投票指定施設に入院・入所している場合

　不在者投票指定施設で投票を行う場合は、入院または入所中の施設に、不在者投票を行いたい旨を申し出てください。

■障害のある人が郵送で投票する場合

　身体に重度の障害がある人が、郵送で投票を行う「郵便等不在者投票制度」があります。この場合、あらかじめ大崎市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。

**●選挙公報の配布**

　候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報を、10月20日までに、行政区長を通じて各世帯に配布します。

**●入場券の発送**

　入場券は、選挙の告示日（10月5日）をめどに発送します。届いたら記載された内容をよく確認してください。

　なお、紛失したり忘れたりした場合は、投票所の係員に申し出てください。

**●開票の場所と開始時刻**

場所　古川総合体育館

開票開始　午後８時15分から

**市職員の人数・給与などの状況**

「大崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、大崎市職員の任免、給与などを公表します。詳細は、市政情報センターや各総合支所・鬼首出張所、市ウェブサイトで閲覧できます。

総務課人事担当　23-5195

**●1職員の任免および職員数の状況**

■職員の推移（各年4月1日現在）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
| 市役所・水道部 | 994人 | 969人 | 951人 | 1002人 | 1004人 |
| 市民病院 | 914人 | 978人 | 1049人 | 1101人 | 1101人 |
| 大崎市計 | 1908人 | 1947人 | 2000人 | 2103人 | 2105人 |

※職員数は、地方公務員の身分を有する休職者・派遣職員を含み、特別職（市長・議員など）、臨時・非常勤職員は含みません

■職員の採用の状況（平成28年度中）　 単位：人

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 市役所・水道部 | 市民病院 |
| 男性 | 女性 | 計 | 男性 | 女性 | 計 |
| 職種 | 行政職 | 21 | 64 | 85 | 7 | 6 | 13 |
| 医師 | 0 | 0 | 0 | 42 | 10 | 52 |
| 医療技術系 | 0 | 0 | 0 | 4 | 5 | 9 |
| 看護師系 | 0 | 0 | 0 | 4 | 50 | 54 |
| 計 | 21 | 64 | 85 | 57 | 71 | 128 |

■職員の退職の状況（平成28年度中）　　単位：人

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 市役所・水道部 | 市民病院 |
| 男性 | 女性 | 計 | 男性 | 女性 | 計 |
| 定年退職 | 19 | 16 | 35 | 3 | 9 | 12 |
| 勧奨退職 | 2 | 3 | 5 | 1 | 0 | 1 |
| その他 | 7 | 3 | 10 | 34 | 52 | 86 |
| 計 | 28 | 22 | 50 | 38 | 61 | 99 |

※ 採用・退職の状況は国、県などからの派遣職員を含みます

**●2職員の給与の状況**

■初任給の状況（平成29年4月1日現在）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 区分 | 初任給 |
| 行政職 | 大学卒 | 178,200円 |
| 高校卒 | 146,100円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 143,500～190,000円 |
| 中学卒 | 127,900～164,900円 |
| 医師 | 315,700円 |
| 医療技術系 | 146,500～206,800円 |
| 看護師系 | 160,100～208,000円 |

■平均給料月額等の状況（平成29年4月1日現在)

●市役所・水道部

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
| 行政職 | 308,901円 | 353,858円 | 42歳　3月 |
| 技能労務職 | 304,190円 | 321,645円 | 54歳　0月 |

●市民病院

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
| 医師 | 448,984円 | 1,270,554円 | 42歳　3月 |
| 医療技術系 | 254,754円 | 304,424円 | 35歳　0月 |
| 看護師系 | 273,964円 | 322,617円 | 38歳　7月 |
| 行政職 | 291,728円 | 350,061円 | 39歳11月 |
| 技能労務職 | 264,115円 | 308,083円 | 42歳　8月 |

■期末・勤勉手当の状況（平成29年4月1日現在）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 支給時期 | 期末手当 | 勤勉手当 | 計 |
| 06月期 | 1.225月分 | 0.85月分 | 2.075月分 |
| 12月期 | 1.375月分 | 0.85月分 | 2.225月分 |
| 計 | 2.6月分 | 1.7月分 | 4.3月分 |

**●3特別職の給与、報酬等**

特別職の給与（平成29年4月1日現在)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 給料月額 | 期末手当 |
| 6月 | 12月 | 計 |
| 市長 | 979,000円 | 1.55月分 | 1.70月分 | 3.25月分 |
| 副市長 | 785,000円 | 1.55月分 | 1.70月分 | 3.25月分 |
| 教育長 | 644,000円 | 1.55月分 | 1.70月分 | 3.25月分 |
| 病院事業管理者 | 628,000円 | 1.55月分 | 1.70月分 | 3.25月分 |
| 常勤監査委員 | 518,000円 | 1.55月分 | 1.70月分 | 3.25月分 |

特別職の報酬等（平成29年4月1日現在)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 報酬月額 | 期末手当 |
| 6月 | 12月 | 計 |
| 議長 | 529,000円 | 1.55月分 | 1.70月分 | 3.25月分 |
| 副議長 | 458,000円 | 1.55月分 | 1.70月分 | 3.25月分 |
| 議員 | 428,000円 | 1.55月分 | 1.70月分 | 3.25月分 |

**●4公平委員会からの報告事項**

|  |  |
| --- | --- |
| 案件 | 件数 |
| 勤務条件に関する措置の要求 | 0件 |
| 不利益処分に関する審査請求 | 0件 |

　各数値は、必要に応じ市役所、水道部、市民病院に区分しています。このうち「市役所」には、教育委員会、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会などの各事務局が含まれています。